

議事日程(第2号)

平成28年3月4日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条

例

- 日程第20 議案第29号 対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第28 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第29 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第30 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第31 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）
- 日程第32 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）
- 日程第33 議案第42号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第34 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第40 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市自家有用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第31号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第28 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第29 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第30 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第31 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）
- 日程第32 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）
- 日程第33 議案第42号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第34 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第40 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書

出席議員（20名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 春田 新一君 | 2番 小島 徳重君 |
| 3番 入江 有紀君 | 4番 船越 洋一君 |

5番	淵上 清君	6番	脇本 啓喜君
7番	黒田 昭雄君	8番	小田 昭人君
9番	長 信義君	10番	波田 政和君
11番	上野洋次郎君	12番	齋藤 久光君
14番	初村 久藏君	15番	大浦 孝司君
16番	小川 廣康君	17番	大部 初幸君
18番	兵頭 栄君	19番	作元 義文君
20番	山本 輝昭君	21番	堀江 政武君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君

上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

配付しております議事日程、第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第14号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算から日程第5、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第10号から議案第14号の5件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,647万7,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明する前に、歳入は4ページ、5ページ、歳出は6ページ、

7ページをご覧ください。

平成28年度は、仮称いづはら診療所の開設を見据え、平成27年度に比べ約29%の伸びと
なっております。

主なもののみ説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の診療収入2億7,291万
6,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等手数料268万5,000円。

3款県支出金1項県補助金へき地医療対策費補助金は、過去の実績等を考慮いたしまして
1,508万7,000円。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億6,163万8,000円、
27年度に比しまして約5,300万円の増額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款諸収入1項雑入は、予防接種、特定健診等による収入3,365万1,000円を計上して
おります。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、3億6,015万6,000円を計上しておりま
す。主なものといたしましては、1節報酬は診療所看護師等2,737万7,000円、8節報償
費は仮称いづはら、それから豊玉、仁田診療所の医師1億3,407万3,000円。

14ページ、15ページをお願いいたします。

13節委託料は、出張診療所への医師等派遣委託料、施設整備費等の保守点検委託料など
4,059万9,000円。15節工事請負費は、三根診療所浄化槽改修工事ほか542万
8,000円を計上しております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など1,427万9,000円
などを計上しております。

2款医業費1項医業費は、直営診療所の医療用器具リース代、医薬材料費など1億2,632万
1,000円の計上であります。

続きまして、議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、提案理
由とその内容を御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億9,641万2,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてあります。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借入金の最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明する前に、歳入は6ページ、7ページ、歳出は8ページ、9ページをご覧ください。

平成28年度は、主に保険給付費の減額により、平成27年度に比べまして約11.2%の減額となっております。

次に、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、療養給付費等を反映したものとなっております。

1款国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等を合わせまして11億6,255万9,000円を計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、1目療養給付費等負担金7億8,198万9,000円、2目高額医療費共同事業負担金5,272万6,000円、3目特定健康診査等負担金635万7,000円、合わせまして8億4,107万2,000円を計上しております。

2項国庫補助金は、財政調整交付金を2億2,205万8,000円計上しております。

4款療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金といたしまして1億2,274万4,000円。

5款前期高齢者交付金は、保険者間において、前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため交付されるもので、10億7,709万2,000円。

14ページ、15ページをお願いいたします。

6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金を合わせまして、5,908万3,000円を計上しております。2項県補助金1目県財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせまして、1億8,018万9,000円であります。

8款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして16億7,618万9,000円の計上であります。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金3億2,483万

1,000円、2節職員給与費等繰入金3,306万9,000円、3節出産育児一時金等繰入金1,960万円、16ページ、17ページをお願いいたします。4節財政安定化支援事業繰入金7,302万9,000円、合わせまして4億5,052万9,000円を計上しております。

12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金など400万2,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、主なものといたしましては、3目医療費適正化特別対策事業、12節役務費の中のレセプト点検事務共同事業手数料は、国保連合会に委託し、2次審査といたしまして医療と調剤などの点検を実施しているもので、172万5,000円を計上しております。22ページ、23ページをお願いいたします。13節委託料に、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料327万2,000円を計上しております。これは薬剤投与の継続や食生活の改善指導などを行い、糖尿病性腎症の重症化を抑制しようというものであります。合わせまして2,807万1,000円を計上しております。

2項徴税費2,231万6,000円の計上であります。主なものといたしましては、嘱託職員の雇用、納税組合交付金、過誤納還付金などであります。3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等24万6,000円の計上であります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

2款保険給付でございますが、1項療養諸費と2項高額療養費は、過去3カ年の動向により、国が示した算式で算定を行い予算化しているところでございますが、1項療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費など、合わせまして26億1,205万5,000円を計上しております。

2項高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費等、26ページ、27ページをお願いいたします。3億5,614万5,000円の計上であります。4項出産育児諸費は70名分2,941万5,000円、5項葬祭諸費は180万円の計上であります。

3項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等として6億2,351万4,000円。

28ページ、29ページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等は、支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金と、事務費拠出金として71万8,000円。

5款老人保健拠出金は、事務費拠出金として5万円。

6款介護納付金は、介護給付費に対する第2号被保険者の負担分でありませんが、2億9,064万

4,000円の計上であります。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金は、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて16億8,363万5,000円の計上であります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、30ページ、31ページをお願いいたします。

主なものとしたしましては、7節賃金は、特定健診の受診率向上のため5名の推進員を雇用するなど677万4,000円、13節の委託料は、特定健康診査委託料3,039万2,000円、19節負担金補助及び交付金は、この中に人間ドック補助金は、国保加入者が人間ドックを受診されるときに2万円を上限に助成する制度で、27年度から設けましたが、200万円を計上しているところであります。合わせて5,672万7,000円を計上しております。

32ページ、33ページをお願いいたします。

10款公債費に一時借入金利子として100万円。

12款予備費は、8,998万2,000円を計上しております。

続きまして、議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、県内で組織する広域連合により運営をされておりますが、2月17日に開催されました広域連合議会定例会で提案された予算案等が原案可決され、1人当たりの保険料率も27年度と同率で予算化しているところでございます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,480万9,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を合わせて1億9,380万1,000円の計上であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を合わせて1億6,840万2,000円を計上しております。

7款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合より受け入れる保険料還付金として161万7,000円。

10ページ、11ページをお願いいたします。

5項雑入は、保険料の還付未処理の受け入れ等のため、98万5,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、3,491万4,000円の計上であります。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金、広域連合事務費負担金1,169万9,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として、3億2,817万6,000円を計上しております。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等161万8,000円。

14ページ、15ページをお願いいたします。

4款予備費に10万1,000円を計上しております。

続きまして、議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

28年度予算につきましては、高齢者人口の増加や介護報酬の改定などにより、約3.6%の伸びとなっております。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,173万1,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものを御説明いたします。

1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等5億6,885万7,000円を計上しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金6億3,239万2,000円、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金といたしまして3億9,227万円。

4款支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金合わせまして、10億475万7,000円の計上であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金5億2,459万7,000円、2項県補助金は、介護予防事業及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として、1,742万4,000円。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子分15万6,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、4節に低所得者保険料軽減負担繰入金1,417万5,000円などを合わせまして5億8,778万7,000円、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入金を4,348万6,000円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等6,794万5,000円の計上であります。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費は、委員報酬、意見書作成手数料など2,648万3,000円、2目認定調査費は、認定調査委託料など1,650万4,000円、合わせまして4,298万7,000円、5項計画策定委員会費は、委員会開催経費として25万7,000円の計上であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費等負担金であります。29億3,564万6,000円、2項介護予防サービス等諸費、主に居宅介護予防サービス給付費負担金になりますけれども、3億4,124万3,000円を計上しております。

3項その他諸費は、審査支払手数料380万円、4項高額介護サービス等費は7,178万3,000円、5項高額医療合算介護サービス費は18ページ、19ページをお願いいたします。808万8,000円であります。

6項特定入所者介護サービス等費は、1億9,941万2,000円を計上しております。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として15万6,000円、6款諸支出金、第1号被保険者保険料の過年度分保険料払戻金など、84万2,000円を計上しております。

8款地域支援事業費1項介護予防事業費2,844万9,000円、20ページ、21ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費7,112万3,000円を、介護保険地域支援事業特別会計繰出金として計上しております。

続きまして、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

28年度予算につきましては、27年度とほぼ同額の予算編成であります。地域包括ケアを

推進するため、元気な高齢者を支援する介護予防団体助成金を新たに創設しております。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,623万9,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款財産収入は、介護保険地域支援事業基金利子6,000円を計上しております。

2款繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金9,957万2,000円を計上しております。

4款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入3,666万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、8,890万2,000円を計上しております。主なものといたしましては、地域包括支援センター3カ所の運営費に要する経費として、職員等の人件費、運営協議会開催のための経費のほか、社会福祉協議会から専門職員として派遣をいただいております4名分の給与等負担金であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2項介護予防事業費は、介護予防二次予防事業及び一次予防事業費といたしまして、1,233万1,000円を計上しております。2目介護予防一次予防事業費19節負担金補助及び交付金に、28年度から新たに介護予防団体助成金制度を設け、高齢者の自主グループによる活動を支援していきたいと思っております。

3項包括的支援事業・任意事業費は、14ページ、15ページをお願いいたします。418万6,000円を計上しております。認知症を理解するための講演会の開催や在宅歯科診療補助金のほか、認知症高齢者等の権利擁護のため成年後見人制度報酬助成、介護用品支給等の扶助費などが主なものであります。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料3,081万3,000円を計上しております。

3款基金積立金は、介護保険地域支援事業基金積立金として7,000円の計上であります。

以上、議案第10号から議案第14号までの保健部が所管する5つの特別会計の提案理由の説明を終わります。また、各特別会計予算書の後方に給与費明細書を添付しております。

御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第15号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,411万9,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページ及び5ページの「第2表 地方債」によるとするものでございます。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項事業収入の295万5,000円は、一般旅客運賃及び貸切料金収入を見込み、計上をいたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,802万1,000円は、赤字航路事業国庫補助金を計上いたしております。

3款県支出金1項県補助金の540万6,000円も同様に、赤字航路事業に対する県の補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の762万2,000円は、赤字補填分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

12ページをお願いします。

6款1項繰越金は、前年度繰越金として10万円を、8款1項市債の4,000万円は、老朽化した乗降施設の整備に伴い、旅客定期航路事業債として計上させていただいております。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費の2,427万1,000円の計上で、前年度と比較いたしまして126万8,000円の減でございます。主な内容でございますが、職員及び船員等の人件費及び旅費並びに日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

2款1項施設費の4,926万4,000円の計上で、前年度と比較いたしまして、2,062万5,000円の増でございます。主なものとして、11節需用費で、旅客船の燃料費及び修繕料等で827万2,000円、13節委託料で、老朽化した浮棧橋の撤去、設置に関する調査設計監理等の委託料で650万円、15節工事請負費は、同工事費の3,350万円でございます。

3款1項公債費は、地方債の償還金利子として48万4,000円を計上いたしております。

18ページから24ページにかけては給与費明細書を、また25ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照方をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

○議長（堀江 政武君） 日程第7、議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算から日程第9、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議案第16号から議案第18号の3件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,617万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページの「第2表 地方債」によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項負担金799万8,000円は、水道利用加入金及び消火栓設置事業に係る一般会計負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料4億3,980万円は、水道使用料でございます。2項手数料10万5,000円は、工事竣工検査手数料でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億8,000万円は、簡易水道事業補助金、5款財産収入1項財産運用収入2万1,000円は、簡易水道事業基金の利子であります。

6款繰入金1項他会計繰入金3億98万8,000円は、公債費償還金元金及び利子、10ページ、11ページの高料金対策、水道建設費などに対する一般会計からの繰入金、2項簡易水道繰入金815万8,000円は、簡易水道基金からの繰入金でございます。

7款1項繰越金100万円は、前年度からの繰越金、8款諸収入1項雑入300万円は、道路整備事業に伴う水道管移設補償金、9款1項市債1億510万円は、簡易水道改良事業債、公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億5,815万9,000円は、職員の人件費、水質検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などが主なものであります。

12ページから15ページにかけての2目施設管理費1億3,282万5,000円は、水道施設の維持管理経費が主なものであります。

14ページから17ページの2項水道建設費1目水道建設費3億7,950万円は、雞知地区簡易水道、琴地区統合簡易水道整備事業に係る経費を主なものとして計上し、施設整備を計画的に実施するものでございます。

2款1項公債費3億7,518万6,000円は、長期債償還金の元金及び利子を計上しております。

3款1項予備費として、50万円を計上しております。

18ページからは、給与費明細書などを添付しております。

以上が、議案第16号の概要でございます。

続きまして、議案第17号、平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,371万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項使用料268万7,000円は下水道使用料、3款繰入金1項他会計繰入金2,095万4,000円は一般会計からの繰入金、4款1項繰越金1,000円は前年度繰越金、5款諸収入1項雑入7万円は下水道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費16万6,000円は、主に下水道使用水量の検針及び集金委託料でございます。2目施設管理費797万5,000円は、処理施設の維持管理経費でございます。

2款公債費1項公債費1,557万1,000円は、長期債償還金の元金及び利子を計上しております。12ページに、地方債の調書を添付しております。

以上が、議案第17号の概要であります。

最後に、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、給水戸数6,323戸、年間総配水量193万913立方メートル、1日平均給水量は5,322立方メートルであります。

主要な建設改良事業は1億4,800万円で、その概要は、施設整備事業等で9,400万円、佐須簡易水道基幹改良事業費として5,400万円を予定をしております。

次に、第3条で、収益的収入を第1款水道事業収益3億3,408万8,000円、収益的支出を第1款水道事業費用3億1,805万円と予定額を定めております。

第4条で、資本的収入を第1款資本的収入6,945万2,000円、資本的支出を第1款資本的支出1億7,944万8,000円と予定額を定めております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億999万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額891万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億108万5,000円で補填するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条で、企業債起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第9条は、他会計からの負担金の金額を定め、第10条は、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案するものでございます。4ページから予算に関する説明書を、また23ページから参考資料として予算附属資料を添付いたしております。

以上で、議案第16号、議案第17号、議案第18号の特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第10号から18号までの9件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は11時からとします。

午前10時47分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

日程第25. 議案第34号

○議長（堀江 政武君） 日程第10、議案第19号、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から日程第25、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例までの16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案中、議案第19号から議案第24号までの6議案につきましては、総務部の所管でございますので、続けて御説明をいたします。

まず、議案第19号、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案書は7ページでございます。あわせて新旧対照表の1ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行さ

れ、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項が、勤務評定から人事評価へ制度が改められることとなります。

また、改正行政不服審査法が同じく、平成28年4月1日から施行され、不服申し立ての構造が不服申し立てから審査請求に一元化されることにもなります。今回、これらの制度改正に伴い、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について御説明いたします。

第3条、任命権者の報告事項で、任命権者が市長に報告しなければならない報告事項といたしまして、職員の人事評価の状況を加え、第5条で、行政不服審査法の改正に伴う不服申し立ての変更を定めたものでございます。

なお、附則におきまして施行日を平成28年4月1日と定めてございます。

続きまして、議案第20号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は9ページでございます。新旧対照表は3ページになってございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、地方公務員法第24条第6項の規定が第5項に改められたことにより改正するものであり、また、学校教育法等の改正において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることに伴い、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務に係る養育する子の要件を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条におきまして、条例の制定の根拠を第24条第5項に改め、第10条におきまして、職員が子を養育するため請求した場合、早出遅出勤務をさせることができる職場に義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部を加えようとするものでございます。

附則におきまして、施行日を平成28年4月1日と定めてございます。

続きまして、議案第21号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

議案書は11ページでございます。新旧対照表は5ページとなっております。

今回、提案いたします改正条例は、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の3条例の改正案で構成をされております。

改正の内容につきましては、市長等の給与月額の改定並びに昨年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、特別職等の期末手当の支給月数の改定でございます。

まず、市長等の給与月額についてでございますが、市長等の給与につきましては、合併時の合

併調整によりまして市長等の給与の額については、合併時においては当面、旧巖原町の給与月額である80万円とし、合併後において同規模の市町村の例のもとに調整すると決定をさせていただきます。

本市におきましては、合併直後の財政的な状況の問題とか、政策的な問題など、またその後、幾度かの減額措置がなされておりますが、県内の各市の状況を見たときに、合併後10年を経過しようとする今、減額措置の見直しについて、既に条例を改正、あるいは改正に向けての条例提案を予定しているという状況でございます。

本市におきましても合併後12年を経過し、市長の新たな任期を迎えるこの時期を改定の時期と捉え、検討をまいりました。

市長等の給与の額につきましては、行政規模等の類似する団体の状況等を勘案し、調整する団体が一般的でございますが、本市におきましても、同規模の市町村の例をもとに調整すると、合併協議の中で調整されてございます。

現在の給与月額72万円は、平成17年に本則の改正が行われ、その後、特例条例でさらに減額する措置が行われておりますが、特例条例の執行とともに、本則の72万円が現在の額として据え置かれている状況でございます。

今回、市長の任期満了を迎えるに当たり、本則の給与月額を合併時の月額80万円に改定をしようとするものでございます。この月額80万円の額は、合併前の平成7年に旧巖原町長の給与月額として支給されていた額そのものでございまして、実質的に、20年もの間にわたり額の改定が行われていないということになります。

今回、額の改定を検討するに当たりまして、人口規模等の類似をする県内9団体の状況を見て見ますと、現時点におきましては、平戸市の71万2,000円から島原市の87万7,000円まで、まちまちでございまして、その平均額は81万8,000円となっておりますが、その平戸市につきましても現在、見直しに向けた提案を予定をしているという情報でもございます。

今回、改正しようとする80万円は、合併時の給与月額に戻そうとするものであり、また、県内の類似団体との比較につきましても平均的な額と言えるものと思われまます。

条例の改正の内容について御説明いたします。

第1条、第2条で、市長等の給与について第3条、第4条で教育長の給与について、第5条、第6条で、議会議員の期末手当についてそれぞれ改正をするものでございます。

第1条では、国の給与改定に伴い、特別職の期末手当の支給月数を「1.625月」を「1.675月」へ0.05月引き上げ、第2条では、市長等の給与月額の額を市長「72万円」を「80万円」に、副市長「55万1,000円」を「65万2,000円」に改め、また、給与制度の改正に伴い、第1条にて、平成27年度限りの措置として12月支給を「1.675月」

としたものを6月支給を「1.5月」に、12月支給を「1.65月」に改めるものであります。

第3条は、教育長の期末手当について、第1条と同様の改正内容でございます。

第4条では、教育長の給与月額「53万1,000円」を「59万円」に改め、同じく給与制度の改正に伴い、期末手当の支給月数の改正を行うもので、第5条では、議会議員の期末手当の支給月数を第1条、第3条と同様に改正するもので、第6条では平成28年6月期以降の期末手当の支給月数分について、給与制度の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給月数をそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日を第1条、第3条、第5条につきましては、公布の日からとし、国の給与改定に倣い適用日を平成27年12月1日からとし、第2条、第4条、第6条につきましては、平成28年4月1日から施行といたしております。

また、今回、条例を提案するに当たりまして、去る2月10日、特別職報酬等審議会を開催をいたしまして、改定の内容について御審議をいただき、適当であるとの答申を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第22号、対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は13ページ、新旧対照表は11ページでございます。

人事院における平成27年度の民間給与との賃金格差の調査の結果、平成27年4月分の月例給が、平均で1,469円、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、また特別給につきましても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回るとの結果から、月例給、及び特別給について引き上げを行うことを柱とした勧告が国会及び内閣に対しまして、昨年8月6日に行われております。これを受け、政府は、昨年12月4日に勧告どおりの改正を行うとの閣議決定をし、本年1月20日国会にて関係法律が可決・成立したところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告に鑑み、一般職等の給与について所要の改正を行うものでございます。

また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事評価制度の導入に当たり、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法において、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づく等級ごとに、明確な給料表の額を定めなければならないこととされてございます。

その運用について、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与条例で定めることとされたことなどに伴い、所要な改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、第1条及び第2条は、対馬市職員の給与に関する条例の一

部改正、第3条、第4条は、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、昨年12月に「0.75月」支給した勤勉手当の支給月数を「0.1月」追加し、「0.85月」へ改正するもので、同じく再任用職員の勤勉手当につきまして「0.35月」を「0.4月」へ改めるものでございます。

また、別表第1から別表第4の給料表は、国の給料表に準じて改正をするものでございます。

第2条につきましては、現在、規則に委ねてあります等級別基準職務表を地方公務員法の改正に伴い、条例に定め明確化するものでございます。

また、平成28年6月以降に支給する勤勉手当の支給月数を6月の「0.75月」並びに12月の「0.85月」をそれぞれ「0.8月」に改めるものであり、再任用職員にあっては、6月の「0.35月」並びに12月の「0.4月」をそれぞれ「0.375月」へ改正するものでございます。

第3条は一般職の任期付職員の給料月額を一般職に準じ表のように改め、また、昨年12月に「1.55月」支給した期末手当の支給月数を「0.05月」追加し、「1.6月」とするものでございます。

第4条につきましては、平成28年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもので、6月、12月ともに支給月数を「1.575月」に改めるものであります。

また、附則におきまして、条例の施行日を平成28年4月1日からとし、第1条及び第3条につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することを定めております。

次に、議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。議案書は35ページ、新旧対照表は21ページとなっております。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化など、教育委員会の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整備しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第1条で、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正し、改正法により教育長が特別職の身分のみ有するようになることから、審議会条例第2条第1項に教育長を加えるものでございます。

また、あわせまして、審議会委員の任期の規定におきまして、補欠委員の任期に関する規定を定める必要があるため、第3条第2項に「ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」と加えるものでございます。

第2条は、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

改正法により、教育委員長と教育長が一本化されることから、条例の別表中、教育委員会教育長の区分、報酬額の項を削除するものでございます。

第3条、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。

第1条第1項において、引用する法律名を教育公務員特例法から地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改めるものでございます。また、改正法により、教育長の職務専念義務が規定されたことに伴い、第9条におきまして、職務に専念する義務の免除の規定を加えるものでございます。

附則第1項におきまして、改正条例の施行日を公布の日からと定め、以下第2項、第3項及び第4項は、経過措置を規定をし、改正法附則第2条第1項により、現在の教育長の教育委員としての任期中は、なお、従前の例によることとされており、現在の教育長の任期である平成28年4月30日までは従前のままとするというものでございます。

最後に、議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

議案書は37ページ、新旧対照表は25ページでございます。

平成28年4月1日より行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正法が施行され、審理員の審理手続き、第三者機関への諮問手続きの導入、不服申し立て手続の一元化、また、審査請求をすることができる期間等の内容について改正されることに伴い、対馬市情報公開条例など関係する本市の条例を改めるものでございます。

条例の内容でございますが、第1条で対馬市情報公開条例を、第2条で対馬市個人情報保護条例を、第3条で対馬市行政手続条例、第4条で対馬市固定資産評価審査委員会条例、第5条で対馬市税条例、第6条で対馬市手数料条例、第7条で対馬市営土地改良事業等の経費の賦課徴収条例をそれぞれ一部改正をするものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日を平成28年4月1日からと定めてございます。

以上で、6件の提案理由を説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第25号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明をいたします。

議案書の43ページでございます。新旧対照表は37ページから46ページを御参照をお願い

をいたします。

今回の条例改正は、市営バス路線、スクールバス混乗路線につきまして、利用者の利便性及び効率的な運行を行うため、運行路線と使用料について見直しを行うものでございます。また、条文の「フリーバス」につきましては、バス以外の乗合タクシーにも利用できることから、「フリーバス」に改正するものでございます。

条例第4条第1項の改正につきましては、市営バス仁位・小鹿線につきまして、現在、琴から佐賀まで児童生徒の皆さんが利用されているスクールバスに、一般の方が混乗できるように見直しを行うことから、同条第1項から削除し、スクールバス混乗路線として、同条第2項第5項に加えるものでございます。この改正を行うことにより、現在の仁位・小鹿線の起点・終点であります小鹿を琴まで延長し、一般の方が琴から仁位まで利用できるように見直すものでございます。

条例第4条第2項の改正につきましては、阿連・小茂田線、仁位・琴線、三根・鹿見線の3路線を新たにスクールバス混乗路線として加え、雞知・昼ヶ浦線につきましては、路線の変更を行うものでございます。

阿連・小茂田線については、阿連小学校と金田小学校の統廃合に伴いスクールバスが導入されることから、現在の路線バス阿連・小茂田線を廃止し、阿連から小茂田までをスクールバス混乗路線に改正するものでございます。

雞知・昼ヶ浦線につきましては、現在、昼ヶ浦から黒瀬を経由せず、対馬病院までのスクールバス混乗が運行され、路線バスの竹敷線が黒瀬から竹敷を経由し、対馬病院まで運行されているものをスクールバス混乗路線であります昼ヶ浦線を黒瀬経由に路線変更を行うものであります。

仁位・琴線につきましては、さきに御説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

三根・鹿見線につきましては、現在、女連から仁田まで路線バスが運行され、三根方面へのバス路線がなく、津柳が交通空白地帯となっております。

西小学校、西部中学校へ鹿見から津柳経由でスクールバスが運行されていることから、このスクールバスに一般の方が混乗できるように改正するものでございます。

なお、別表第1に係る改正につきましては、ただいま御説明申し上げましたスクールバス混乗3路線の追加及び路線変更に係ります使用料について、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で施行期日を平成28年4月1日といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第26号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申

し上げます。

議案書は47ページになります。また、新旧対照表も同じく47ページとなりますので、御参照をお願いいたします。

対馬市では、現在増え続ける国内外の観光客やビジネス客に対しまして、宿泊施設のキャパシティが不足する状況が続いており、その解消が喫緊の課題となっております。

昨年末策定いたしました総合戦略でも、宿泊施設の拡充を最優先課題と位置づけているところであります。市では、これまでホテル誘致に向けまして、国内外のホテル事業者への接触や情報収集に努めてまいりましたが、ここに来てようやくホテル進出の具体的な動きが顕在化してまいりました。具体的には、西泊のソモヤ地区、厳原の野良地区の市誘致のホテル公募に対する応募状況や、厳原今屋敷地区におけます大手事業者のホテル進出などでございます。

今回の条例改正につきましては、市内における宿泊施設の立地を促進し、宿泊施設の新設・増設の民間活力の導入を推進するため、企業誘致の指定基準の緩和を行うものがございます。

現行の条例では、旅館業と観光関連産業の場合、企業誘致の指定を受けるためには、投下固定資産総額2,700万円以上かつ新規常用雇用者10名以上が条件となっておりますが、この条件を投下固定資産総額2,700万円以上または新規常用雇用者5名以上に改め、条例の適用対象者を拡大し、中小事業者等が参入しやすい環境を整備するものであります。

また、近年の状況といたしまして、宿泊施設の設置者と運営事業者が共同で経営をされるケースもあり、適用の幅を広げることで雇用の創出を積極的に奨励しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 一括議題となりました議案第27号は、教育委員会所管ですので、説明をいたします。

対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案集の49ページ、参考資料の同じく49、50ページをあわせて御参照ください。

今回の改正は、対馬市立阿連小学校が平成28年4月に対馬市立金田小学校に統合することに伴い、新たにスクールバスを運行するものであります。

運行区域第2条中、「第27号」を「第28号」とし、第4号から第26号までを1号繰り下げ、第3号の次に阿連～下原の1号を加えるものです。

また、第4条の一般利用者の混乗ですが、地区からの要望、交通空白地の解消を図るため、地区及び保護者説明会等を開催し、御理解をいただき、今回新たに3つの運行区域を追加するものであります。

6号として、阿連～小茂田、7号として鹿見～久原～女連～津柳～三根、8号として琴～芦見～一重～小鹿～志越～志多賀～佐賀の3つの区間であります。

先ほどの第25号議案の本条例の一部改正議案と関連した議案であり、本市のスクールバスによる運行区域は、今回の改正により28区間、そのうち一般乗客者が利用できる混乗区間が8区間となります。スクールバスを活用した一般利用者との混乗を図りながら、地域公共交通の連携及び充実に努めているところでございます。

附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第28号と議案第29号の2つの議案につきましては、福祉部所管でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第28号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の51ページをお開きください。新旧対照表は51ページから53ページでございます。

本条例は、障害者、乳幼児、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的に設置しているところでございます。

現在、福祉医療費に対する助成制度の支援については、全国の各自治体が独自の助成を展開している状況であり、長崎県内の市及び町におきましても、半数以上の自治体が福祉医療費の支給対象者の年齢拡大を実施しているところであります。

今回、対馬市におきましても、親の経済的な負担を和らげ、子育て支援や少子化対策支援につなげる観点から、同様の措置を実施しようとするものでございます。

今回、提案の改正の内容につきましては、まず、第1条の目的や第2条の定義等において、「小学校就学児から中学校卒業までのこども」の文言を加え、支給対象者を現在の未就学児までから小学生及び中学生までに対象年齢を拡大しようとするものでございます。また、それに伴う関係条文の改正をするものでございます。

次に、支給内容につきましては、現在、支給しています乳幼児と同様に入院、外来の診療分の医療費の一部負担金の額から、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額を支給します。

なお、附則で施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第29号、対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について御説明申

上げます。

議案集の53ページをお願いいたします。

本条例は、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な高齢者を養護し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置をしております。

今回の改正は、美津島町雑知甲738番地10に設置し、現在指定管理で運営をしております特別養護老人ホーム浅茅の丘をこのほど社会福祉法人に有償による譲渡をしましたので、それに伴う一部改正でございます。

本条例の第2条の表中、特別養護老人ホーム浅茅の丘の名称、位置、定員の項を削除しようとするものでございます。

施行日は、平成28年4月1日としております。

なお、参考資料の一部改正条例、新旧対照表の55ページを御参照の上、御確認願います。

簡単ですが、以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括提案されました議案のうち、議案第30号から議案第32号につきましては、保健部所管の条例でありますので、続けて御説明いたします。

議案書55ページから63ページ、新旧対照表は57ページから91ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第30号、対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明いたします。

現在、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進められておりますが、今後、増大することが予想される医療ニーズをあわせ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き在宅生活を支援するサービスの充実等を図るため、平成27年度介護報酬が改定されております。

この条例は、指定地域密着型サービスの基準等を定めたものでございますが、今回の改正は、介護報酬改定に係る指定基準の改正を行うほか、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできるよう、「複合型サービス」を、「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を改め、その複合型サービスの登録定員が見直されたことにより、所要の改正を行うものでございます。改正を必要とする箇所は、目次のほか第7条から第203条にわたる39カ条でございます。

続きまして、議案第31号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關す

る基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その改正理由を御説明申し上げます。

議案書は65ページから68ページ、新旧対照表は93ページから105ページをお願いいたします。

この条例は、地域密着型介護予防サービスの基準を定めたものでございますが、介護報酬の改定により指定基準の改正を行うもので、議案第30号と同様に名称の改称等所要の改正をするものでございます。改正を必要とする箇所は、第8条から87条にわたる13カ条でございます。

また、附則におきまして、いずれも施行日は平成28年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例について、その改正理由を御説明申し上げます。

議案書は69ページ、新旧対照表は107ページから108ページをお願いいたします。

この条例は、現在、旧対馬いづはら病院跡利用として、建物の一部を改修し、対馬市直営の診療所を開設できるように進めておりますが、医療機関としての開設手続等に必要のため、第2条の別表、久和出張診療所の項の前に、診療所名をいづはら診療所、住所を対馬市巖原町東里303番地1とし、挿入しようとするものであります。

附則で、この条例は、公布の日から起算して4カ月を超えない範囲以内において、規則で定める日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号、議案第31号、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の内容について御説明いたします。

平成23年の地方公営企業法の一部改正により、利益剰余金処分及び資本剰余金の処分を条例の定めるところによるか、または、従前どおり議会の議決を経て行うかが選択できるようになりました。この改正の背景には、各地方公営企業の経営判断の余地を広げる観点から、また、利益処分のあり方を自ら決定し、今後の補助金削減対策、人口減少に対応した合理的な企業経営を行う必要性が生じてきたことによります。

現在、対馬市の水道運営は、簡易水道特別会計、水道事業会計の2つの会計で行っておりますが、国の方針により平成29年度からの会計統合を計画しており、会計統合後は、今以上の地方公営企業体としての合理的、かつ迅速な経営判断が必要になってまいりますので、今回の条例改正をしようとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

議案集の71ページ、参考資料は新旧対照表の109ページから111ページでございます。

議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を第9条を第11条とし、第5条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加えようとするものでございます。追加した第5条に、利益剰余金の処分の方法及び積立金の取崩しについて規定し、第6条に資本剰余金の処分について規定をしております。

ただし、利益剰余金で積み立てた積立金の目的外使用については、改正条例の第5条第3項で、また、資本金の額の減少については、地方公営企業法第32条第4項で、議会の議決が必要となっております。

附則で、条例の施行日を公布の日と定めております。

以上、簡単でございますが、議案第33号の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 一括議題の議案のうち、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。議案集は73ページ、参考資料でございます新旧対照表のほうは113ページからとなっております。

このたびの改正は、電気調理器具等のうち、従来は想定をされておりました、電力等のエネルギー消費量大きい製品などが開発・流通されてまいりましたことから、これらの周辺の安全距離などを定める対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する省令、いわゆる対象火器省令と呼ばれております、省令の改正を受け、本市火災予防条例の改正をお願いするものであります。

条例改正の主な内容でございますが、電磁誘導加熱式調理器、市中におきましては、IHクッキングヒーターなどと呼ばれているものでございますが、このうち、従来のものより電力消費量が増大したものについて、安全距離などを定めるとともに、制定後14年を経過する省令別表中の字句の修正が行われたため、同じく条例における整合を図り、附則に施行期日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

大変、簡単でございますが、説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時49分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第19号から議案第24号までの総務部関係条例6件について、質疑はありませんか。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第28号、子どもの医療費の件についてなんですが、済みません。

○議長（堀江 政武君） 24号までです。

次に、議案第25号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第26号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第27号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第28号及び議案第29号の福祉関係条例2件について、質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 失礼しました。

議案28号の子どもの医療費の件についてなんですが、無料化についてなんですけども、この件については従来から、県内の他の自治体それから福岡県内の自治体等において、多くの自治体を実施しているということで、対馬市でも実施をお願いしたいということで、かねてよりお願いをしておりました。これが、なかなか来年度予算で難しいだろうという話だったところを、担当のほうも頑張ってくださいまして、予算書のほうにも上がってきているようです。大変ありがたいことだというふうに思っております。

その中で、対象について中学生までという形で報告がありました。今までのことから考えると中学生まで範囲が広がったということは、大変、この子育ての支援についてもいいことだというふうには思っております。ただ、保育園の保育料、幼稚園の保育料の見直しの際に、高校生がいる世帯にまで目を配っていただいて、減額化を図っていただいたりしてたかと思うんですね。

この子どもの医療費無料化について、自治体によってまちまちなんですが、範囲は、高校生までを範囲と、範疇に入れるということについては協議があつたのかどうかお聞かせいただきたい

いと思います。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） お答えいたします。

まず、脇本議員さんから完全無料化という言葉がございましたが、実際には無料化ではなく一部、1日800円という、そういう制限がございますので、あとは、そこはよろしく願いいたします。

今まで、小学生に入るまで、就学児までとしておりましたところを、今回、中学生までということで年齢を拡大させていただこうとするところでございますが、確かに試算の中ではいろいろと、小学生まで、中学生まで、高校生までということで試算もしたんですが、一応、県内ほとんどいいですか、今、状況は中学生までというのが多いようでございますし、財源の問題も含めて、対馬市も中学生までというふうなところで落ちついたのかなというふうには思っておりますが、県内でも、私が持っております資料では、松浦市がかなり進んでおまして、ここは高校生までとはしておりますが、そのほかの市町村は、多くても中学生までということがほとんどでございますので、まずは中学生までで、対象ということでさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 事情は今の説明でよくわかりました。

ただ、今、松浦のほうがそういう形で高校生まで広げているという話がありました。新聞等々見ても、やはり松浦市内の高校についても高校生が減ってきているという、その高校の存続等もいろいろ話題に、新聞等にも出ております。

対馬市においてもそういうことが懸念されております。政策として、特に保育料の減免について、対馬市の場合は対馬市の高校に通う子供はカウントをして、少しでも対馬市の高校に残る形をもっていきたいという政策面からの配慮もあつてと思うんですね。であれば、同じようにリンクさせて、対馬の高校に残る方だけでも、そういう形で医療費の還付が受けられるというのも一つ考えられると思います。

今回は中学生まで引き伸ばして、広げたということは高く評価いたします。今後、そういった政策面からしても高校生まで引き上げられないか、十分協議を行っていただくようお願いいたします。要望です。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第30号から議案第32号の保健部関係条例3件について、

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております16件のうち、議案第32号を除く15件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。議案第32号を除く15件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、15件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第19号、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例は、配付の議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

○議長（堀江 政武君） 日程第26、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例及び日程第27、議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例の

2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例の制定について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は91ページになります。

本条例の制定につきましては、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例を定めることとなりましたので、今回、御提案を申し上げるものであります。

消費生活相談につきましては、国の消費者行政の推進に呼応し、対馬市でも平成26年3月に対馬市消費生活相談所を設置し、専任の消費生活相談員を置き、消費者相談に当たってきたところでありますが、相談件数も年々増加し、その内容も巧妙化、多様化している状況が続いております。今後とも市民の皆様の消費者保護の推進と強化に取り組んでまいり所存であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書93ページをお願いいたします。

今回の条例提案は、農作物、林産物に有害なイノシシ、鹿の被害対策におきまして、平成25年度から実施しております「平成の納庵事業」の実証成果をもとに、期間中に改修、利用しております美津島町加志525番地2の施設を有効に活用するため、解体処理施設とし、捕獲されましたイノシシ、鹿を対馬の資源として民間の活力により精肉や食品加工品にして積極的に活用していただくため、新たに条例を制定しようとするものです。

その内容につきまして、第1条で設置と目的を、第2条で名称及び位置、第4条で事業の内容、第5条で手数料、第6条で管理の代行等について、第7条から9条までは指定管理の期間と営業時間及び休業日について、第11条で原状回復義務または損害賠償、第12条で目的外使用について定めております。

なお、附則で施行期日を平成28年4月1日としております。

以上、簡単でございますが、議案第36号につきまして提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 36号議案についてお尋ねをします。

私は産業建設常任委員会の委員でございます。もちろん、これをまた条例として審議がござい
ますが、この条例の制定については、今年度の当初予算の対馬猪鹿活用促進事業、総事業費が
1,266万7,000円、この予算の連動したことに対して、まずは概要の質疑をしたいと思
います。

ただいま部長が説明されました、その条項の主な説明がございました。1,200万の予算の
根拠となる一部がここの管理施設、そして、それに伴う諸経費が計上されております。

そこで、この資料の45ページに、とってこられた、捕獲した方々のイノシシ、鹿を解体しま
しょう、そして肉を持っていきませんかというふうなことで利用していくんだというふうな説明
をされております。

ここにあります別表第2、この金額の根拠と、そして1,200万を年間計上したわけですか
ら、これをどのくらいの年間捕獲取り扱いに対してあの施設で対応しようとするのか。その見込
み頭数と見込み金額をこの場ではっきりお聞きしたいと思えます。

それとこの目的は、全島を対象とした一つの取り組みとして拠点という言葉が書いております。
ただ、私はこの中で疑問視してるのは処理施設の規模と加工室の規模、いわゆる室内の面積です
が、実際どの程度の面積で処理をしようとするのか、その辺のことについて疑問に思っておりま
す。ひとつ、そのことについて御回答をまずはお願いします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えしたいと思います。

当初予算で1,266万7,000円でございますが、これは賃金等いわゆる指定管理制度を導
入したいと思っておりますが、これにつきましては、当初は指定管理につきましては議会の同意
が必要と考えておりますので、6月以降、7月以降になるだろうと想定しております。

その間の活用をした場合、例えば、狩猟された方々が精肉にしてほしいといったときの賃金等
をここに計上しております。それとあわせて、さまざまなデータ整理のための賃金、これを
ここに上げさせていただいております。

それと鳥獣対策の総合支援委託料ということで、今後さまざまな取り組みがあります。地域に
も密着した、地域と一緒に指導していくそれぞれの委託料。それとあわせて、普及啓
発のためのDVDの作成、そのあたりを考えております。

次に、見込み頭数ということですが、これにつきましては、当初につきましてはそれほどない
だろうと見込んでおります。現実として、今の加志の施設におきましては、1日にできる見込み
頭数が1日に2頭、それを年間220日としましても、440頭しか解体はできないというふう

に考えております。

そのあと、加工室の規模でございますが、申し訳ございませんが、加工室の面積的なものは今
回ちょっと資料としては持ってきておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私はこの内容を見たときに、非常に疑問を持っているのは、
1,200万のトータルの予算の計上は、この施設に運用する全体の金額であることは明白と
見ております。

そして、あなたのおっしゃる1日2頭が最大、そしてまた年間それを掛けた場合にそれだけの
頭数ということをおっしゃりましたが、別表の2、部長さん、これの解説はできますか。別表2、
できますかね。いや、単価は知ってるんですが、どのくらいのことになるかというのは知っての
上で書かれておりますか。できれば、それを話されてください。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 別表の2につきましては、1日に2頭解体するに当たって、従
事する人が2人ということの基本にして、1頭当たりが約30キロ。これにつきまして30%の
肉がとれる率が30%、大体9キロということで、これを割り戻して、大体この額になるという
ふうな計算をしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私はこの枝肉の歩どまりを、まあ6割見るか、5割見るかあり
ますが、仮に40キロで6割見て、この単価掛ければ、1頭からお金をもらうのは2万5,000円
になります。ちょっと高目ですけど、お客さんからですよ、この手数料は。そして、これを抜い
た精肉の重量を十五、六キロと考えて、この単価掛けたら3万円弱になります。もらう金が、手
数料。

問題は、非常にこの中身が検討されておらないということを疑問視しております。

最後にちょっと申し上げますが、これ委員会、予算委員会と、条例の審査産建で詳しくは質問
しますが、この目的に関して指定管理者、これは民間ということで民間に指定する。そして、委
託料の金を六百何十万投入する。そして、賃金等もそれに付随して、生産コストとしてそのこと
が浮上してくるわけですが、もちろん食肉の解体をしてやった場合に、そのことは合法的に、僕
は問題はないと思うんですが、ところが、このお客さんが来なかった場合、第12条にこう書か
れてますよ。いわゆる指定管理した方が精肉の取り扱い、製品加工を行い、これを販売すること
はできる。これは当然であります。問題は1,200万の金がこの生産コストの中に供給され
る、投入されるということになりかねんのですよ。

お客さんがおりませんでしたと、しかし指定管理というのは決めれば最後、これは5年間続けるわけですから。1,200万を5年間続けると、お客がおろうとおらんと、これは指定管理者を年間据えるんだと。そして、その1,200万の金は12条にございます製品の加工に係る生産コストに十分投入できることに、これは解釈が成り立ちます。

私は、そこに、市役所が一つのこの予算をつくるに当たって、十分慎重な角度からとても計上された予算の計上じゃないという今回指摘をして、きょうは終わりました、委員会等もしくは所管の会議の中で、詳細については十分詰めてみたいと思います。

ただ、大きな問題はここにあります。それを指摘された場合、返答のできる状態、私はないと思っております。きょうは初日でございますから、後日の審査会等で詰めていきたいと思っております。

以上で、議長、終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております2件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

○議長（堀江 政武君） 日程第28、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について及び日程第29、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は97ページになります。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております18の辺地のうち、新規計画が、巖原町尾浦、下原、美津島町緒方、赤島、上県町仁田、伊奈、上対馬町舟志、芦見の8辺地で、変更計画が、巖原町内院、大調、阿連、美津島町雞知、豊玉町仁位、小綱、峰町三根、上県町佐須奈、上対馬町豊、琴の10辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容をかいつまんで御説明申し上げます。

総合整備計画書をご覧いただきたいと思います。

まず、新規計画から説明申し上げます。

98ページをご覧いただきたいと思います。

尾浦辺地は消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。なお、5つの辺地で車両の更新を計画しておりますので、事業費は5つの辺地とも同額での計上となります。

続きまして、99ページ、下原辺地でございますが、佐須簡易水道の施設や配水管等の老朽化に伴う漏水や故障により安定した水の供給に苦慮している状況であるため、老朽設備を改良する計画でございます。

続きまして、100ページの緒方辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

続きまして、101ページの赤島辺地でございますが、国道と赤島地区を結ぶ唯一の路線であります市道赤島線の改良を行う計画でございます。

続きまして、102ページの仁田辺地でございますが、森林所有者の通行の安全を確保し、森林施業の推進を図るため、林道飼所舟志線の改良を行う計画でございます。また、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車の更新、並びに市道仁田志多留線の改良を行う計画でございます。なお林道飼所舟志線につきましては、3辺地での改良を計画しており、市道仁田志多留線につきましては、2つの辺地での改良を計画しておりますので、事業費はそれぞれ同額での計上となります。

続きまして、103ページの伊奈辺地でございますが、市道仁田志多留線の改良を行う計画でございます。

続きまして、104ページの舟志辺地でございますが、林道飼所舟志線の改良を行う計画でございます。

最後になります、105ページの芦見辺地でございますが、琴簡易水道において老朽設備や老朽管を改良するとともに、芦見簡易水道をもらい受け、浄水場の一本化及び配水系統の見直しを行い、管理の軽減を図る計画でございます。また、消防施設におきまして、琴簡易水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これとあわせて消火栓の布設替えを行う計画でございます。なお両計画ともに、2つの辺地での改良を計画しておりますので、事業費はそれぞれ2辺地とも同額での計上となります。

続きまして、変更計画に移ります。

まず、106ページの内院辺地でございますが、既に計画を作成しておりました内院簡易水道生活基盤近代化事業におきまして、当辺地は山の傾斜地に建っている家が多いため、当初予定し

ておりました給水管の延長が大幅に延びたことに伴う事業費の増額による変更でございます。

次に、107ページの大調辺地でございますが、林道矢立麓線における路床の舗装施工を追加するものでございます。

次に、108ページの阿連辺地でございますが、阿連小学校が金田小学校に統合されることに伴い、遠距離通学となる児童の交通手段を確保するためスクールバスの購入及びスクールバス車庫の建設を追加するものでございます。

次に、109ページ、雞知辺地でございますが、宅地造成に伴う住宅の増加及び周囲にある大型施設の十分な水利を確保するため、耐震性貯水槽の設置を追加するものでございます。

次に、111ページ、仁位辺地でございますが、豊玉診療所で使用している超音波診断画像装置及び心電計、低周波治療器の更新、また林道畦口線の開設を追加するものでございます。

なお、医療機器の更新につきましては、2つの辺地、豊玉診療所、佐須奈診療所の2つの辺地での更新を計画しておりますので、事業費は2つの辺地とも同額での計上となります。

次に、112ページの小綱辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車の更新を追加するものでございます。

次に、113ページの三根辺地でございますが、既に整備済みであります消防訓練場に消防資機材格納用倉庫を建設するための事業費の増額による変更でございます。

続きまして、114ページの佐須奈辺地でございますが、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車及び佐須奈診療所で使用しております除細動器の更新を追加するものでございます。

次に、116ページの豊辺地でございますが、市道鰐浦落土線の改良を追加するものでございます。

最後に、118ページ、琴辺地でございますが、林道飼所舟志線の改良、また、琴簡易水道の老朽設備等の改良及び芦見簡易水道との統合、さらに消火栓の布設替えを追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は121ページになります。

本計画を別冊のとおり策定することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、人口の著しい減少に伴って地域社会におけ

る活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある本市において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、本地域の自立促進を図るため策定する事業計画であります。

また、本計画は、第二次対馬市総合計画の下位計画としての位置づけ、総合計画との適合性を保ちつつ各種施策を推進するものであり、計画期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年としております。過疎対策事業債をもってその財源とするため、9つの分野における計画を定めております。

次に、本計画の内容について、かいつまんで御説明を申し上げます。

別冊の対馬市過疎地域自立促進計画をご覧くださいと思います。

計画書の1ページから17ページにかけましては、基本的な事項として、対馬市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画の期間を記載しております。

18ページ以降は、過疎地域自立促進特別措置法で示された産業の振興から、その他自立促進に関し必要な事項の9つの分野について、本市の置かれている現況と問題点、その対策等を記載をしております。

18ページから29ページが産業の振興について、30ページから37ページが交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、38ページから42ページが生活環境の整備について、43ページから46ページが高齢者等の保健福祉の向上及び増進について、47ページから48ページが医療の確保について、49ページから52ページが教育の振興について、53ページから54ページが地域文化の振興等について、55ページから56ページが集落の整備について、57ページから60ページがその他地域の自立促進に関し必要な事項についての記載となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、対馬市過疎地域自立促進計画について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については、委員会

への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第37号に対する討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画については、議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第39号

○議長（堀江 政武君） 日程第30、議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） 議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて御説明申し上げます。

議案書は123ページをお願いいたします。

平成27年12月14日に長崎県病院企業団と協議が整い、平成27年12月25日に招集されました長崎県病院企業団議会におきまして、旧長崎県対馬いづはら病院の土地、建物等を対馬市に譲渡する議案が承認されましたので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、無償譲渡を受けようとする財産は、現在、長崎県病院企業団が所有する土地、建物及び構造物で、旧長崎県対馬いづはら病院は、昭和63年3月に病院が完成し、その後、平成5年に大会議室や保健活動室等の増築、平成8年に別館、平成11年にリハビリテーション科増改築を行っております。

土地面積が2万4,480.16平方メートル、病院が3階建てで、その床面積が1万2,658.65平方メートル、職員宿舎が4階建て、その床面積が1,681.32平方メートルのほか、構造物として門や駐車場フェンス等がございます。

長崎県病院企業団病院の統合に伴い、厳原地域の医療と高齢者の増加に伴う介護施設の確保を

目的に、施設を活用するため、譲渡物件に係る平成28年3月31日現在における起債残額3億594万1,952円を引き継ぎ、無償による譲渡を受けようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第39号の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付の議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

日程第31. 議案第40号

日程第32. 議案第41号

○議長（堀江 政武君） 日程第31、議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）及び日程第32、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま一括議題となりました議案第40号及び41号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の129ページをお願いいたします。

議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）ですが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました比田勝港改修工事に伴い、駐車場、緑地、道路の収容用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町網代字瀬ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町網代字瀬ノ浦516の2、516の3及び549の5地先、並びに561の3に隣接する水路地先で、面積は9,633.2平方メートルでございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。

議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）ですが、同じく地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域の変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました比田勝港社会資本整備総合交付金工事に伴い、港湾施設用地船揚場敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町西泊字在所並びに口ノ網代に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町西泊字在所361のイ第1、及び361のイ2地先、並びに上対馬町西泊字口ノ網代362に隣接する道路地先で、面積は599.28平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2件について一括して討論、採決を行います。議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）の2件について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第42号

○議長（堀江 政武君） 日程第33、議案第42号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由と

その内容を御説明いたします。

議案書は141ページでございます。

議案第42号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、今回の改正につきましては、北松南部清掃一部事務組合が本年3月31日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

休憩しましょうかね、暫時休憩します。再開は2時15分からとします。

午後1時57分休憩

午後2時14分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第34. 同意第1号

日程第35. 同意第2号

日程第36. 同意第3号

日程第37. 同意第4号

日程第38. 同意第5号

日程第39. 同意第6号

○議長（堀江 政武君） 日程第34、同意第1号から日程第39、同意第6号までの対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました同意第1号から同意第6号までにつきましては、いずれも対馬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う委員の選任についてでございますので、続けて提案の御説明をいたします。

同意第1号から第3号及び第5号の中島徹也氏、前川佐久美氏、波田博利氏、大石邦一氏の各氏につきましては、ともに再任をお願いするものでございます。

また、同意第4号の永留秋廣氏につきましては、現委員の國分敏久氏の任期満了に伴う後任としてお願いするものでございます。

同氏は、昭和47年から旧峰村役場に奉職、対馬市役所においては農業委員会事務局長、上県地域活性化センター長などを歴任され、平成24年に退職されてからは、消費生活地域相談員や中対馬地域審議会の副会長を務めるなど人望も厚く、広く信頼を寄せられている方でございます。

同意第6号の近藤義則氏につきましては、現委員の古藤好郎氏の任期満了に伴う後任としてお願いするものでございます。

同氏は、昭和46年から旧上対馬町役場に奉職、対馬市役所においては市民生活部長、地域再生推進本部長などを歴任され、平成24年に退職されるまでの41年間、多岐にわたり卓越した手腕を発揮し、人望も厚く、広く信頼を寄せられている方でございます。

いずれの方におきましても人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、平成28年5月1日より平成31年4月30日までの3年間となっております。何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから各案ごとに採決します。

同意第1号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第1号は同意することに決定しました。

同意第2号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第4号は同意することに決定しました。

同意第5号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第5号は同意することに決定しました。

同意第6号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第6号は同意することに決定しました。

日程第40. 陳情第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第40、陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

本件は、配付の議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時21分散会
